

# 裁判員裁判で無罪判決

## 過去の事件はどうか？

### 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

一般市民が参加する裁判員裁判で死刑事件が扱われるようになりました。犯行時18歳だった少年のケース、家族殺害のケース、被告が一貫して無実を主張しているケースなど、すべてが裁判員裁判での初の判断になりますから、マスコミはそのつど大きく結果を報道しています。そして、もし、これが以前のような職業裁判官だけの裁判だったらどうだったろうか、という議論がされています。

★★★

12月10日、死刑が求刑されていた、いわゆる「高齢夫婦殺害事件」の判決公判で、鹿児島地裁の裁判員裁判は無罪判決を出しました。さまざまな有識者のコメントの中に「『疑わしきは被告人の利益に』という原則に照らせば、仮に職業裁判官だけで審理をしても無罪になっただろう」というものがありました。

しかし、私たちが見聞してきた過去の多くの刑事裁判の実態は、「疑わしきは被告人の不利益に」でした。これでもか、というほどの決定的な無実の証拠を被告人の側から示せない限り、無罪判決は得られないのです。

また、「疑わしい」だけで、長期間の過酷な取り調べを受け、嘘の「自白」を言わされてしまい、今度はそれが証拠となって有罪判決になってしまった人がどれだけいたことでしょうか。さらに、何件もの事件を犯したとされ、その一部についてはやっていないという「部分冤罪」の訴えが認められず、死刑となった人も少なくありません。

★★★

警察署での取り調べの様子が秘密録音されたものを聞く機会がありました。そこでの刑事の被疑者に対する尋問の仕方は、暴力団・ヤクザの恐喝と区別がつかないような威圧的なもので、聞くだけでも身のすくむものでした。

それが警察留置場（＝代用監獄）への「拉致・監禁」の中でなされれば、誰もが警察の思うように「自白」させられるのも当然です。ましてや、検察官が証拠を隠ぺい、ねつ造することまであるのです。

★★★

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判本来の（理想の、であってはなりません）姿は、やっとその片鱗を示し出したにすぎません。

死刑の執行を即時停止し、これまでのすべての死刑判決を、そうした視点からも見直すよう求めます。